# 第8回壬生町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年2月20日(火)午前10時00分から午前11時25分
- 2. 開催場所 壬生町役場 正庁
- 3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子 6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 3人

石井隆二推進委員、中嶋幸平推進委員、川嶋敏雄推進委員

- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第4号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について

議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について

報告第1号 非農地証明願いの件について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

報告第4号 買受適格証明願の証明の件について

報告第5号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小谷野紀雄、主幹兼農地調整係長 赤羽根和男、局長補佐兼庶務係長 岡洋子 7. 会議の概要

- ○議長 ただ今から、平成29年度第8回壬生町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。
- ○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ○議長 それでは、4番 篠原正明 委員、5番 大橋幸子 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の赤羽根主幹と岡局長補佐を指名いたします。
- ○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- ○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

1月29日(月)、第3回壬生町庁舎建設委員会が役場正庁において開催され、梁島 源智会長が出席されました。

1月31日(水)、都市再生整備計画・六美地区事業評価委員会が役場ひばり館会議室において開催され、梁島会長が出席されました。

2月6日(火)、人・農地プラン検討会が、役場正庁において開催され、梁島源智会 長、清水利通農業委員、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、事務局から私が出席い たしました。検討会では、新たな担い手として6名の農業者をプランに位置付けすることとなりました。

2月13日(火)、平成29年度壬生町認定農業者協議会視察研修会が越谷いちごタウン他で開催され、梁島源智会長が、来賓として参加されたほか、農業委員会関係として、刀川正己農業委員、大橋幸子農業委員、清水利通農業委員、石井隆二推進委員、鈴木進吉推進委員、木野内佳代子推進委員が認定農業者として参加されました。

2月14日(水)、平成29年度第2回農業委員会長・事務局長会議がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と事務局から私が出席いたしました。 会議では、農政や農地に関する国の法律改正や30年度予算の概要などについて説明がありました。また、全国農業新聞の普及や農業者年金の加入推進について、引き続きご協力をいただきたいとの依頼がありました。

2月15日(木)、農地法5条申請に伴う現地調査委員会が役場第2会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、中川久枝農業委員、琴寄成人農業委員、事務局から私と、赤羽根主幹が出席いたしました。

2月15日(木)、農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が役場第2会 議室及び現地において開催され、早乙女誠職務代理、篠原正明農業委員、大久保幸雄農 業委員、大橋好一農業委員、事務局から私と、赤羽根主幹、農政課から人見主幹と川又 主事が出席いたしました。

- ○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。
- ○4番 篠原正明 委員

人・農地プラン検討会について、もう少し具体的にお聞きしたい。

# ○事務局長

人・農地プランについては、人と農地の結び付けるに関するマスタープラン・基本計画となっています。毎年プランへ新たに位置付けする担い手を検討しており、今年度は稲葉地区で3名、具体的には、下稲葉の\_\_\_\_\_\_氏、上稲葉の\_\_\_\_\_氏、羽生田の\_\_\_\_氏、南犬飼地区では、新規就農者の\_\_\_\_\_氏、助谷の\_\_\_\_氏と\_\_\_氏の3名、計6名の担い手を新たに人・農地プランに位置付けすることになったものです。

(他に質問意見なし)

- ○議長 よろしいですか。他に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。
- ○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」 を、議題といたします。

事務局より一括議案の朗読と説明をいたさせます。

# ○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。 2月5日(月)締切の段階で、農地法第3条の規定による許可申請は7件の申請が ありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項:譲渡人	氏(追	<b>ஹ</b> )、	譲受	人		氏	(田向稲荷内)
土地の表示	大字藤井	田	1筆	1,	887 n	1 <sup>2</sup>	
売買による前	F有権移転	譲受	人の移	急働ナ	7 稼働 2	λ.	

第2項:譲渡人 \_\_\_\_\_氏(壬生下馬木)、譲受人 \_\_\_\_氏(壬生下馬木) 土地の表示 大字壬生甲及び壬生乙 畑 合計9筆 5,015㎡ 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

	第3項:譲渡人氏(松原)、譲受人氏(松原) 土地の表示 大字羽生田 畑 1筆 588㎡
	元買による所有権移転、譲受人の稼働力・稼働3人
	第4項:譲渡人氏(上町)、譲受人氏(上町)
	土地の表示 大字上稲葉 畑 1筆 198㎡
	売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働 5 人
	第 5 項:譲渡人氏(上町)、譲受人氏(上町)
	土地の表示 大字上稲葉 田 1筆 1,295㎡
	交換による所有権移転、譲受人の稼働力を働う人
	第6項:譲渡人氏(上町)、譲受人氏(上町) 土地の表示 大字上稲葉 田 2筆 1,490㎡
	文換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人
	第7項:讓渡人氏(下野市)、讓受人氏(田向稲荷内)
	<u></u> 土地の表示 大字藤井 畑 1筆 809㎡
	売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
	なお、第1項から第7項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効
	率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及
	び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりま
	した。
	詳細は議案書のとおりです。以上、説明とさせていただきます。
○議長	それでは、第1項案件を議題といたします。
	ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
	補足説明をお願いいたします。
○議長	3番 早乙女誠 委員
○9乗	早乙女誠 委員
○3番	サロダ城 委員 農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。
	去る1月22日に譲受人氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確
	認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、
	いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
	よろしくご審議のほどお願いいたします。

ありがとうございました。 ○議長

それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ る方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原 ○議長 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

補足説明をお願いいたします。

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、第2項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

# ○議長 6番 清水利通 委員

# ○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。

去る2月11日に譲渡人\_\_\_\_\_\_氏、譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と細井秀 男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

## ○議長ありがとうございました。

それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 1番 琴寄成人 委員
- ○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。

去る2月17日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長ありがとうございました。

それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに 補足説明をお願いいたします。

# ○議長 1番 琴寄成人 委員

# ○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。 去る2月17日に譲受人\_\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認 を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、 いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長ありがとうございました。

それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、第5項及び第6項案件は関連がありますので一括議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに 補足説明をお願いいたします。
- ○議長 1番 琴寄成人 委員
- ○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第5項及び第6項の農地交換案件について、 ご報告いたします。

去る2月17日に第5項の譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは、第5項及び第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、 発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項及び第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項及び第6項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 8番 大橋好一 委員
- ○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第7項案件についてご報告いたします。

去る2月17日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長ありがとうございました。

それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、 議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。
- ○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

2月5日(月)締切の段階で、農地法第5条の規定による許可申請は4件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

	譲受人	氏(上三	三川町)				
	土地の表示	表町 畑 1	筆 9	9 m²			
	資材置場のた	こめの売買によ	こる所有権	雀移転			
第2項:	譲渡人	氏(下剨	長町)				
	譲受人	(株) 代表	長取締役		氏(小山	1市)	
	土地の表示	大字壬生乙	山林(	公簿地目)	1筆	6,	8 0 4 m
	太陽光発電影	设備敷地のた&	りの売買り	による所有	権移転		
第3項:	貸人	氏(藤井中	中央)				
	借人	氏(藤井中	中央)				
	土地の表示	大字藤井 日	1 2筆	合計76	$0 \text{ m}^2$		
	太陽光発電影	设備敷地のた&	りの使用な	貸借権の設	定1年		

第4項:譲渡人 \_\_\_\_\_氏(下野市)

第1項:譲渡人 氏(下表台)

譲受人 \_\_\_\_\_\_氏(六美町北部)

土地の表示 大字安塚 田 1筆 60 m<sup>2</sup> 一般住宅敷地拡張のための売買による所有権移転 詳細は議案書のとおりです。以上

- ○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る2月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、9番 中川久枝委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、2月15日(木)に私と梁島源智会長、琴寄成人委員、小谷野 紀雄事務局長、赤羽根和男主幹の5名で調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地に該当し、住宅と資材置場、神社に囲まれた小規模な農地であり、周辺農地への影響もないことから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないものと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて第2項案件について、9番 中川久枝委員から、現地調査の結果報告をお願い いたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農地の広がりがなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、2月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会での意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願い いたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農地の広がりがなく、農業公共 投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当し、立地基準、一 般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむ なしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、議案第2号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願い いたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地に該当し、町の雨水排水整備事業に伴う宅地買収の代替地として駐車場敷地を拡張するもので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

# ○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、 ご説明いたします。

2月5日(月)締切の段階で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件については1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項:賃貸人 \_\_\_\_\_氏(助谷原)、\_\_\_\_\_氏外1(中泉) 賃借人(㈱\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_氏(壬生町) 土地の表示 大字中泉 畑 2筆 合計1,906.88㎡ 当初、平成29年3月31日付、壬農委指令第5-50号で園芸用土の採取に伴う許可後、第1回変更として、平成29年8月21日付、壬農委指令21号で、保安距離の縮小に伴う掘削面積の拡張許可を取っております。今回変更申請では、期間内に埋戻しが完了しない見込となったことから、平成31年3月30日まで期間を延長するものです。

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る2月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、9番 中川久枝委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

### ○9番 中川久枝 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現 地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ2月15日(木)に同じメンバーで調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、園芸用土の掘削が予定どおり進まず、当初の許可期間内では埋戻しが完了しない見込となったことから、1年間の期間延長をするものであり、事業計画変更承認基準に該当するため、現地調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

- ○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」を、 議題といたします。事務局より一括議案の朗読と説明をいたさせます。
- ○事務局 赤羽根主幹兼農地調整係長

壬生町農業振興地域整備計画変更の件については、農用地区域の変更明細、他の土地 利用目的をもっての除外のとおり2件となっています。 第1番 土地の表示 大字国谷 畑 2筆 合計面積500㎡ 利用目的 店舗併用住宅敷地 利用予定者 \_\_\_\_\_氏第2番 土地の表示 大字助谷 田 1筆 面積869㎡ 利用目的 資材置場利用予定者 ㈱\_\_\_\_\_\_ 第3番 土地の表示 大字藤井 畑 1筆 面積1,030㎡ 利用目的 太陽光発電施設 利用予定者 \_\_\_\_\_氏詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る2月15日の調査委員会において調査済ですので、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第1番について、4番篠原正明委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

### ○4番 篠原正明 委員

議案第4号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、2月15日(木)私と早乙女誠職務代理、大久保幸雄委員、 大橋好一委員、小谷野事務局長、赤羽根主幹、農政課人見主幹、川又主事の8名で調 査いたしました。

農用地区域の変更明細第1番については、別紙現地調査委員会報告書のとおり、美容院を兼ねた店舗兼住宅を建築するためのものであり、農振法第13条第2項にある農振除外要件を満たしていると思われますので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

### (質問意見なし)

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### (全員替成)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第4号農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての 除外第1番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたしま す。
- ○議長 次に、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第2番について、4 番篠原正明委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

#### ○4番 篠原正明 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第2番について、ご報告します。

農用地区域の変更明細第2番については、別紙現地調査委員会報告書のとおり、現在の資材置場が手狭になったことから敷地を拡張するものであり、農振法第13条第2項にある農振除外要件を満たしていると思われますので、調査委員会としましては、隣接する用排水路に十分配慮することを要請し、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第4号農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての 除外第2番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたしま す。
- ○議長 次に、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第3番について、4 番篠原正明委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○4番 篠原正明 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第3番について、ご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は山林化しており周辺山林とともにの太陽光発電設備を設置するものであり、農振法第13条第2項にある農振除外要件を満たしていると思われますので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての除外第3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第4号農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもっての 除外第3番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたしま す。
- ○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題とい たします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細毎にご説明いたします。

新規の賃借権分については、8件、合計19筆、面積合計25,489.07㎡

新規の使用貸借権分については、1件、合計5筆、面積合計3,332.00㎡ 再設定の賃借権分については、3件、合計9筆、面積合計15,716.00㎡ 再設定の使用貸借権分については、1件、合計5筆、面積合計4,191.00㎡ 所有権移転分については、4件、合計17筆、面積合計17,762.00㎡ 詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画 の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用 集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたし ます。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案 のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第7の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の16ページの1件がございました。内容については、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長 専決により証明をいたしました。

- ○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の 方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○議長 3番 早乙女誠 委員

第1項案件について、去る1月22日に、私と石井隆二推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、現地は山林化しており農地復元が困難であることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願い いたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- ○議長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、 事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- ○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の17ページから18ページの5件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の権利取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

- ○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○議長 他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
- ○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務 局長より報告事項の朗読をいたさせます。

### ○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの4件がございました。内容については記載のとおり、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
- ○議長 次に、日程第10の報告第4号「買受適格証明願の証明の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

# ○事務局長

報告第4号「買受適格証明願の証明の件について」は、議案書の20ページの5件がございました。

これについては、市街化区域内農地の競売に際して、競売に参加する際に必要となる 証明であり、いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第5条届出の買 受適格者であることを、事務局長専決により証明いたしました。

- ○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○1番 琴寄成人 委員

買受適格者としての資格要件はあるのか。

○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

市街化区域内農地を住宅敷地として転用目的で競売に参加するものであり、登記簿等添付書類が完備されていれば誰でも買受適格者となりえます。

- ○議長 他に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
- ○議長 次に、日程第11の報告第5号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。
- ○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

昨年実施した農地パトロールによる調査・集計の結果、荒廃農地の発生・解消状況に 関する調査結果をご報告いたします。

- ·調査対象面積 30, 166, 411㎡、28, 647筆
- ・再生利用が可能な荒廃農地 247,185㎡、257筆 うち平成29年度の増減 農地への再生 43,832㎡、40筆 新規発生 41,197㎡、55筆
- ・再生利用が困難な荒廃農地 166,453㎡、129筆以上です。
- ○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。
- ○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

# 【 事務局・・・事務連絡 】

- 1 全国農業新聞購読料について
- 2 農業経営及び農地に関する意向調査について
- 3 平成30年度全国情報会議について
- 4 のうねん1月号配布について
- 5 その他
- ○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度第8回壬生町農業委員 会総会を閉会いたします。

議事録署名委員

【午前11時25分閉会】

議	長			
4	番			
5	番			